

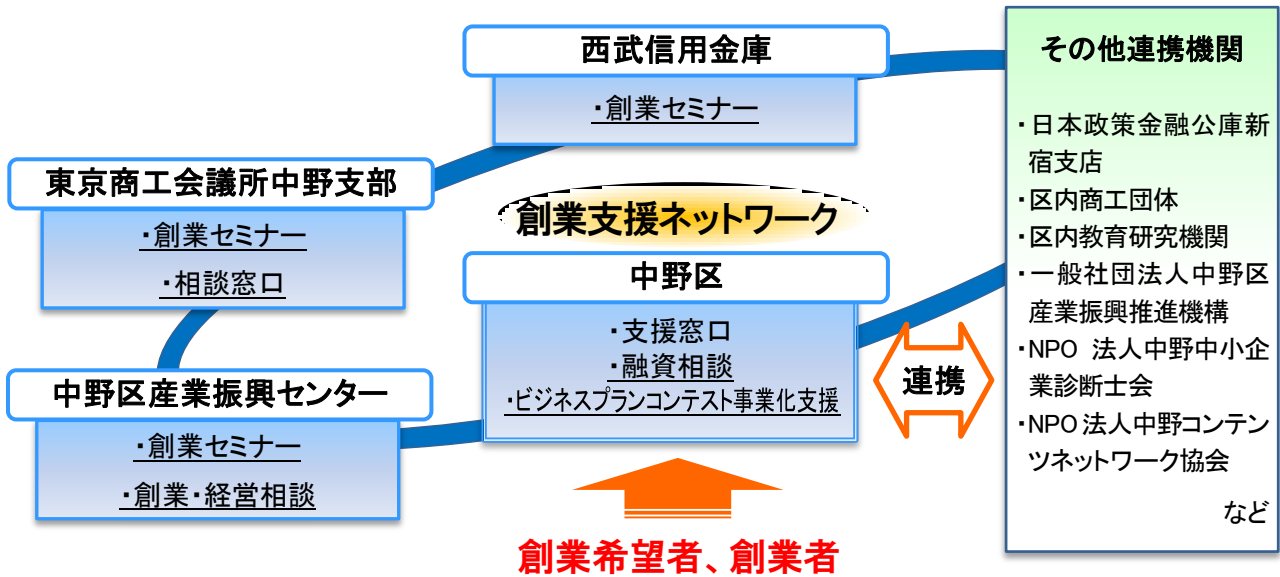
中野区認定特定創業支援等事業のご案内

平成30年
10月現在

中野区は、産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画について国の認定を受けています。区は、地域の産業団体等との連携により創業支援ネットワークを構成し、区内での新事業の創出や創業者の定着と発展を支援していきます。

中野区の認定創業支援等事業計画の概要

下線:中野区認定特定創業支援等事業



中野区認定特定創業支援等事業による支援を受けたことによる優遇措置

中野区認定特定創業支援等事業による支援を受けることにより、以下の優遇措置を受けられる場合があります。優遇措置を受けるためには、中野区認定特定創業支援等事業による支援を受けたことについて、中野区長の証明が必要です。詳しくは2～3ページ「証明書の交付についてのご案内」をご覧ください。

優遇措置の内容	対象者	お問い合わせ
【会社設立時の登記にかかる登録免許税の軽減】 株式会社又は合同会社: 資本金の0.7%→0.35% (例)株式会社の最低税額 15万円→7.5万円 (例)合同会社の最低税額 6万円→3万円 合名会社又は合資会社: 1件につき6万円→3万円	・事業を営んでいない個人又は事業を開始した日以後5年を経過していない個人の方で、中野区内で会社を設立する予定の方 ※既に会社を設立した方が組織変更を行う場合は対象外	東京法務局中野出張所 電話:03-3389-3379 ※証明書原本が必要
【無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の特例】 事業開始の6か月前から利用可能	・事業を営んでいない個人の方 ・新たに会社を設立して創業しようとする方	東京信用保証協会新宿支店 電話:03-3344-2251 ※証明書(写し)が必要
【日本政策金融公庫「新創業融資制度」の自己資金要件の充足】 「自己資金に関し、創業資金総額の1/10以上を有すること」という要件を満たしたものとみなす	・中野区内で新たに事業開始予定、又は中野区内で事業開始後に税務申告を2期終えていない方	日本政策金融公庫新宿支店 国民生活事業 電話:03-3342-4171 ※証明書(写し)が必要
【日本政策金融公庫「新規開業支援資金」の貸付利率の引き下げ】 新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能。		
【東京都「創業融資」の創業支援特例の適用】 融資利率を0.4%優遇	・事業を営んでいない個人の方 ・新たに会社を設立して創業しようとする方	東京都産業労働局金融部金融課 電話:03-5320-4877 ※証明書(写し)が必要

証明書の交付についてのご案内

中野区認定特定創業支援等事業による支援を受けたことについて、中野区長の証明(証明書の交付)を受けたい方は、以下の「証明書の交付要件」を満たしたうえで、中野区に証明書の交付申請(3 ページ参照)を行ってください。

中野区担当/証明申請書等の配布・提出、認定特定創業支援等事業全般についてのお問合せ

中野区 都市政策推進室 産業振興分野 重点産業振興担当 (中野区役所 9階 15 番窓口)
住所 〒164-8501 中野区中野四丁目 8 番 1 号
受付 平日 8 時 30 分～17 時
電話 03-3228-8729(直通)
電子メール sangyosinko@city.tokyo-nakano.lg.jp

証明書の交付要件 (証明申請ができる方)

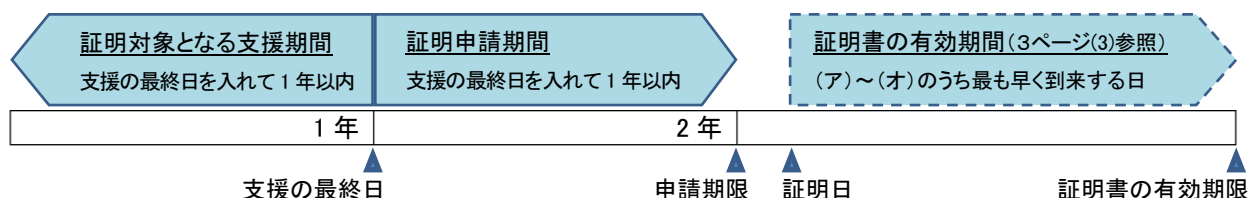
証明申請の時点において、以下のすべての要件を満たしている必要があります。

- (1) 産業競争力強化法第 2 条第 24 項に定める創業者の方
- (2) 中野区認定特定創業支援等事業 (4 ページ参照) による支援を、4 回以上、かつ、原則 1 か月以上 1 年以内の期間、継続的に受けていること
- (3) 中野区認定特定創業支援等事業による支援を受けることによって、経営、財務、人材育成、販路開拓に係る知識をすべて得ることができていること
- (4) 中野区認定特定創業支援等事業による支援を受けた最終日から 1 年以内であること
- (5) 創業予定の事業等が公の秩序又は風俗を害するおそれがないものであること
- (6) 中野区暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団関係者でないこと

産業競争力強化法第 2 条第 24 項に定める創業者(証明申請時点)

- ① 事業を営んでいない個人が 6 か月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの、または当該事業の開始後 5 年未満のもの
- ② 事業を営んでいない個人が 6 か月以内に会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの、または当該新会社の設立後 5 年未満のもの
- ③ 会社(中小企業者に限る)がその事業の全部又は一部を継続しつつ、新会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの、または当該新会社の設立後 5 年未満のもの

【認定特定創業支援等事業を受けてから、証明申請までの期限及び証明書の有効期間】



優遇措置を受けるまでの流れ

(1) 中野区認定特定創業支援等事業による支援を受ける

- 募集期間や募集要件、申込方法については、各創業支援事業者へお問合せください(4ページ参照)。
- 認定特定創業支援等事業による支援を受ける際、証明書の交付に必要な情報(氏名、住所、電話番号、支援内容等)が当該創業支援等事業者の備える名簿や受講カードなどへ登録されますのでご了承ください。
- 複数の認定特定創業支援等事業を組み合わせることも含め、証明書の交付要件を満たす場合は、支援の途中であっても証明申請を行うことができます。

(2) 中野区に証明書の交付申請を行う

【申請に必要な書類】

- ア. 「認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に関する申請書(第1号様式。以下「証明申請書」といいます。)」を必要な証明書の部数
 - イ. 「認定特定創業支援等事業に係る個人情報の提供等に関する同意書(第2号様式)」を1部
 - ウ. 認定特定創業支援等事業の主催者が発行する修了証などをお持ちであれば、その写しを1部
- ※ア及びイ(記載例含む)は中野区HPでダウンロードできるほか、中野区担当(2ページ参照)で配布しています。

【中野区に申請】

上記書類を中野区担当(2ページ参照)に郵送又は持参してください。申請期限は、証明申請書の「1 支援を受けた認定特定創業支援等事業の内容、期間」欄に記載する事業のうち、最も新しい支援実施の日付から起算して1年以内です。

※やむを得ないと認められる場合を除き、原則、証明書の再交付は行いません。優遇措置(1ページ参照)を複数受ける予定の方は、交付を希望する枚数分の証明申請書が必要です(提出先によっては写し可の場合があります)。証明申請書の記入はコピーでも構いませんが、それぞれに押印してください。

※証明書は即日発行ではありませんので、日にちに余裕を持って申請してください。

【証明書の交付】

証明申請書の記載内容を審査し、要件に該当する場合に限り、「認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書」(第1号様式の下部分に必要な事項を記載、押印した書類)を、原則郵送により申請者に交付します。

(3) 優遇措置を受ける

各制度の担当窓口にて証明書を提出し、認定特定創業支援等事業による支援を受けたことを伝えることにより、各種優遇措置(1ページ参照)を受けられる場合があります。また、証明書のご利用にあたっては以下の点にご注意ください。

- 証明書の有効期間は、証明の日から次のア. からオ. に掲げる日のうち最も早く到来する日までです。

- ア. 認定創業支援等事業計画の計画期間終了日(中野区は平成31年3月31日)
- イ. 租税特別措置法第80条第2項に規定する期間の最終日(現行法では平成32年3月31日)
- ウ. 個人の開業日から5年を経過する日の前日
- エ. 会社の設立日から5年を経過する日の前日
- オ. 証明の日から1年を経過する日の前日

- 証明書の有効期間にかかわらず、以下の場合は優遇措置が適用されません。

- ・産業競争力強化法など関係法令の改廃等により優遇措置が廃止された場合
- ・申請者が産業競争力強化法で定める創業者に該当しなくなった場合
- ・優遇措置の元となる制度の利用要件を満たさない場合(利用可否は当該制度の取扱窓口にお問合せください)

平成30年度 中野区認定特定創業支援等事業一覧

平成30年
10月現在

創業支援等事業者	支援事業名(担当窓口)	内容
中野区	融資相談 (中野区産業振興センター 融資受付窓口 電話 03-3380-6947)	【概要】中野区産業経済融資のあっ旋を希望する方に、商工相談員による事前相談を行っています。 【予約受付】平日 9時～16時30分(12時～13時を除く) 【相談時間】平日 13時～17時 【場所】中野区産業振興センター2階 【対象】中野区産業経済融資の活用を希望する区内創業者及び区内事業者
	ビジネスプランコンテスト「ビジコンなかの」事業化支援 (中野区産業振興分野 重点産業振興担当 電話 03-3228-8729)	【概要】中野区ビジネスプランコンテストに応募し(平成30年10月中旬締切(予定))、書類審査を通過した方に対して、専門家派遣、集合セミナー等の事業化支援を実施します。 【実施期間】平成30年11月から平成31年3月(予定) 【対象】中野区ビジネスプランコンテストで書類審査を通過した方
中野区 産業振興 センター	創業セミナー 「なかのビジネス創造塾」 「経営者の経営力アップ講座」 (中野区産業振興センター 代表 電話 03-3380-6946)	【概要】創業・事業拡大を支援するためのセミナーを行います。 【会場】中野区産業振興センター内会議室等 【対象】創業・事業拡大等を希望する方 ※開催日時、内容等の詳細は、中野区産業振興センターHP、チラシをご確認ください。
	創業・経営相談 (中野区産業振興センター 融資受付窓口 電話 03-3380-6947)	【概要】商工相談員による創業や経営に関する個別相談を行っています。 【予約受付】平日 9時～16時30分(12時～13時を除く) 【相談時間】平日 13時～17時 【場所】中野区産業振興センター2階 【対象】区内創業者(予定者含む)及び区内事業者
東京商工 会議所 中野支部	創業セミナー 「中野de創業塾」 (東京商工会議所中野支部 電話 03-3389-1241)	【概要】創業を支援するための2コース各4回程度の連続セミナーを行います。 【開催予定】平成30年4月、9月頃の平日夜間 【会場】中野区立商工会館内会議室等 【対象】東京商工会議所の会員以外の方も参加可 ※詳細は、東京商工会議所中野支部HP、チラシをご確認ください。
	相談窓口 (東京商工会議所中野支部 電話 03-3389-1241)	【概要】商工会議所の経営指導員による経営相談、税務、法律、金融に関する専門相談を行っています。 【予約受付】平日 9時30分～17時 【相談時間】相談内容により、実施時間、曜日が異なりますので、東京商工会議所中野支部HP、又は電話でお問合せください。 【会場】中野区立商工会館内 【対象】東京商工会議所の会員以外の方も利用可
西武 信用金庫	創業セミナー (西武信用金庫法人推進部 電話 03-3384-6631)	【概要】創業に必要な知識を身につけるための4回程度の連続セミナーを実施します。 【開催予定】平成31年2月の毎週土曜日(10時～15時) 【会場】杉並区産業振興センター 【対象】中野区又は杉並区内で創業を考えている方、創業して間もない方 ※詳細は、西武信用金庫HP、チラシをご確認ください。

※各事業の詳細、申込方法等については、各創業支援等事業者へお問合せください。

※証明申請書等の配布・提出、認定特定創業支援等事業全般については、中野区 産業振興分野 重点産業振興担当 (電話 03-3228-8729、中野区役所 9階 15番窓口) へお問合せください。